第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	株式会社　広島三越
住所	広島市中区胡町5-1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度　(平均)

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	百貨店、総合スーパー （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 5611 ）
事業の概要	衣料品、生活雑貨、食品などを中心に販売とした百貨店

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、取締役総務・経営企画部長をエネルギー管理統括者とし、総務・経営企画部担当をエネルギー管理企画推進者とします。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	3,834　$t\text{-}CO_2$	3,452　$t\text{-}CO_2$	10.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		3,452　$t\text{-}CO_2$	10.0　%
目標設定の考え方	店内計画的な基本照明、演出照明のLED化推進及び古いLED照明の新たなLED化への推進		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100
百貨店、総合スーパー	0.0171	0.01503	12.1　%
三越前パーキング	0.0004	0.0004	0.0　%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	延床面積と営業時間の積を指標として考えた。 基本照明、演出照明のLED化推進および古いLEDの新たなLED化への推進を図ると共に、三越前パーキングは例年と同様に継続して照明の点灯を見直し、原単位を維持する方針で目標設定とした。		

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

基本照明、演出照明のLED化推進
古いLEDを新たなLED化への推進

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし。

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

各照明LED化により、削減を目指す。

５　その他の取組

冷房期間における熱源設備稼働時間・冷水温度管理継続
全館消灯デーの継続による消灯時刻徹底

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	株式会社　広島三越
事業所の所在地	広島市中区胡町5-1
事業所の業種	百貨店、総合スーパー
事業の概要	衣料品、生活雑貨、食品等を中心に販売とした百貨店

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	3,834　$t\text{-}CO_2$	3,452　$t\text{-}CO_2$	10.0　%
温室効果ガス みなし排出量		3,452　$t\text{-}CO_2$	10.0　%
目標設定の考え方	店内計画的な基本照明、演出照明のLED化推進及び古いLED照明の新たなLED化への推進。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

基本照明、演出照明のLED化推進
古いLEDを新たなLED化への推進

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし。

２　その他の取組

冷房期間における熱源設備稼働時間・冷水温度管理継続
全館消灯デーの継続による消灯時刻徹底